

今月は国民年金制度推進月間です 保険料の納付は便利な口座振替で

Q & A

届出をしていないのに

年金手帳が送られてきたのはなぜ？

Q 私は先月20歳になった学生です。役場から国民年金取得届の葉書が届いていましたが、そのままにしておいたところ年金手帳が送られてきました。手続きをしたおぼえはないのですがどうでしょうか？

A 日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、学生でも国民年金に必ず加入しなければなりません。あなたの場合も国民年金取得届の葉書が届いた時点ですみやかに加入手続きをする必要があります。手続きが遅れると将来年金を受けられなくなる場合がありますので、役場から年金手帳が送られてきたのです。この年金手帳は、あなたの基礎年金番号が記載されており、生涯にわたって使うものです。将来、あなたが就職して厚生年金等に加入するときなどに必要になるものですから、大切にしてください。

なお、学生であり本人の所得が一定以下の場合、保険料の納付が猶予される、【国民年金保険料学生納付特例制度】がありますので、役場住民課国民年金係へご相談の上、この制度をご利用ください。

手続きに必要なもの

- ① 認め印
- ② 年金手帳または納付書など
- ③ 学生証の写し

※問い合わせ先
役場住民課国民年金係 ☎ 82-18813



新しい人権擁護委員の紹介

永年にわたり、人権擁護委員としてご活躍いただきました井上秀次郎さんが退任されたため、後任に本町3にお住まいの伊藤 光一さん(62歳)が9月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員の委嘱を受けました。

また、前任の井上秀次郎さんへ法務大臣から感謝状が贈られました。



寄 付

「社会福祉事業に役立ててください。」と、次の方から寄付がありました

千葉土建	横芝分会	様	19,908円
南川岸	池上	すみ様	30,000円
本町3	吉川	保男様	29,000円

ありがとうございました。
大切に使用させていただきます。

『行政相談週間』のお知らせ

10月15日(月)～10月21日(日)

総務省では、行政相談制度について、広く国民の理解を深めるとともに、その利用を促進するため、今年度も10月15日(月)から10月21日(日)までの一週間を「行政相談週間」と定め、一日

合同行政相談所の開設等の行事を行います。

町では、総務大臣から委嘱された行政相談員が、行政相談所を開設し、皆さんの悩みを聞き、その解決の促進を図ります。

行政相談所

健康福祉センター「プラム」

10月16日(火) 午後1時30分から

担当相談員

行方 正一(谷合) ☎ 82-16660